

医学部附属病院長の選考に関する基本的方針

名古屋大学が学術憲章及び医学部附属病院が掲げる基本理念を実現し、基幹的総合大学としての責務を持続的に果たすため、名古屋大学の部局の長に関する規程（平成 26 年度規程第 62 号）第 5 条第 3 項に定める部局の長の選考に関する基本的方針として、医学部附属病院長には、以下の資質、能力を求めるものとする。

1. 人格が高潔で、学識が優れ、医学部附属病院内外の信頼を得ることができる者であること。
2. 医学部・医学系研究科と連携し、医学部附属病院における学生への教育、学術研究及び社会貢献に関して、調和のとれた運営を行うことができる者であること。
3. 医学部附属病院の運営にあたり、構成員の意見に耳を傾けつつ、迅速な意思決定を行う強い指導力を発揮することができる者であること。
4. 診療、臨床教育、臨床研究など大学病院特有のミッションに精通し、医療機関の管理者としてリスク対応を含めた高いマネジメント能力を持ち、多職種からなる構成員に対して、優れたリーダーシップを発揮できる者であること。
5. 医療安全管理業務の経験並びに医療安全を第一に考える姿勢及び指導力を備え、医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者であること。
6. 医学部附属病院の安定的財政基盤の確立と効率的な組織編成を実現できる総合的運営能力を有する者であること。
7. 地域医療へ貢献する姿勢及び国際的な視野を持つとともに、多様性の確保を意識して医学部附属病院の運営を行うことができる者であること。
8. 医学部附属病院の現状を正確に分析し、大学執行部との対話を通じて設定された部局の中長期ビジョンを着実に実行するとともに、全学及び医学部附属病院の課題について、大学執行部と連携して取り組むことができる者であること。
9. 医学部・医学系研究科や関連する他部局とも連携し、AI による医学研究・教育の革新を推進することができる者であること。